

## 下水道事業の地方公営企業化に伴う条例改正（案）について

### ◎ 条例改正の趣旨

現在、水道事業会計は公営企業会計として運用しています。

今回、下水道事業を平成24年4月1日から公営企業会計に移行させるために必要な条例の一部改正を行うものです。

公営企業とは、地方公営企業法で定められた独立採算制を原則とした自立的な組織をいいます。

大きな違いは、会計の仕組にあります。

項目	官公庁会計	企業会計
予算区分	歳入・歳出のみ	収益的収支と資本的収支の区分
経理方法	現金主義による単式簿記	発生主義による複式簿記
資産把握	財産台帳のみ	減価償却（資産台帳）管理
出納整理期間	翌年4/1～5/31	なし（3/31で決算）

事業を公営企業化することにより、下水道事業の経営状況を正確に把握することが可能となり、次のような効果が見込まれます。

○下水道資産（施設や下水道管きよ）の適正な維持管理を計画的に行うことができる。

○下水道事業の効率化、事業のコスト削減を図ることができる。

### ◎ 条例改正の概要

下水道事業の公営企業化に伴い下水道事業に関する14本の条例の整備を行います。

下水道事業の形態は公営企業となりますが、事業内容としては従前の下水道事業を継承していくため、条例の内容を大きく改正するものではありません。

改正内容の主なものは次のとおりです。

条例中「市長」を「下水道事業（水道事業）の管理者の権限を行う市長＝管理者」に改めます。
---

地方公営企業法では、公営企業の管理者を置くことが原則となります(法第7条)が、小規模な公営企業にまで専任の管理者を置くことは組織の肥大化を招き、逆に非効率な公営企業となってしまいます。

そこで、法第7条ただし書により、条例で管理者を置かない旨を定めることができます。その際には、地方公共団体の長、つまり美濃加茂市長が管理者の権限を行うこととなります(法第8条第2項)。

現在の下水道事業(水道事業)に関連する条例の中には、美濃加茂市長の権限で行う事務と、公営企業化した際の管理者の権限で行う事務の2種類があります。

そこで、美濃加茂市の代表者である「市長」と、管理者の権限を行う「市長」とのどちらの権限で行う事務を規定したのかを明確にするため、前者を「市長」とし、後者を「事業の権限を行う市長＝管理者」として整理します。

条例中「規則」を「規程」に改めます。

「規則」は、市長や教育委員会等の行政委員会のみが定めることができます。公営企業の管理者には「規則」を定める権限がありませんが、その代わりとして「規程」を定めることができます。

下水道事業に関連する条例には、条例の運用の詳細を「規則」で定める旨の委任規定が規定されていますが、公営企業化に伴い同様に「規程」で条例の運用の詳細を定めることとします。

その他

今回改正する14本の条例の文言の使い方等を統一化するために、必要な字句の訂正を行います。

### ◎ 条例の施行期日

平成24年4月1日とします。

参考

改正する条例は次のとおりです。

- ・美濃加茂市上水道事業給水条例
- ・美濃加茂市公告式条例
- ・美濃加茂市水道事業の設置等に関する条例
- ・美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・美濃加茂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- ・美濃加茂市特別会計条例
- ・美濃加茂市農業集落排水事業分担金徴収条例
- ・美濃加茂市公共下水道事業受益者負担に関する条例
- ・美濃加茂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例
- ・美濃加茂市農業集落排水処理施設使用料徴収条例
- ・美濃加茂市下水道条例
- ・美濃加茂市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例
- ・美濃加茂市蜂屋川公共下水道事業受益者負担に関する条例
- ・美濃加茂市あじさいエコパークの設置及び管理に関する条例

問合せ先

美濃加茂市役所分庁舎 2階

美濃加茂市産業建設部 上下水道課 お客さま係

(代表) 0574-25-2111 (内線324)